

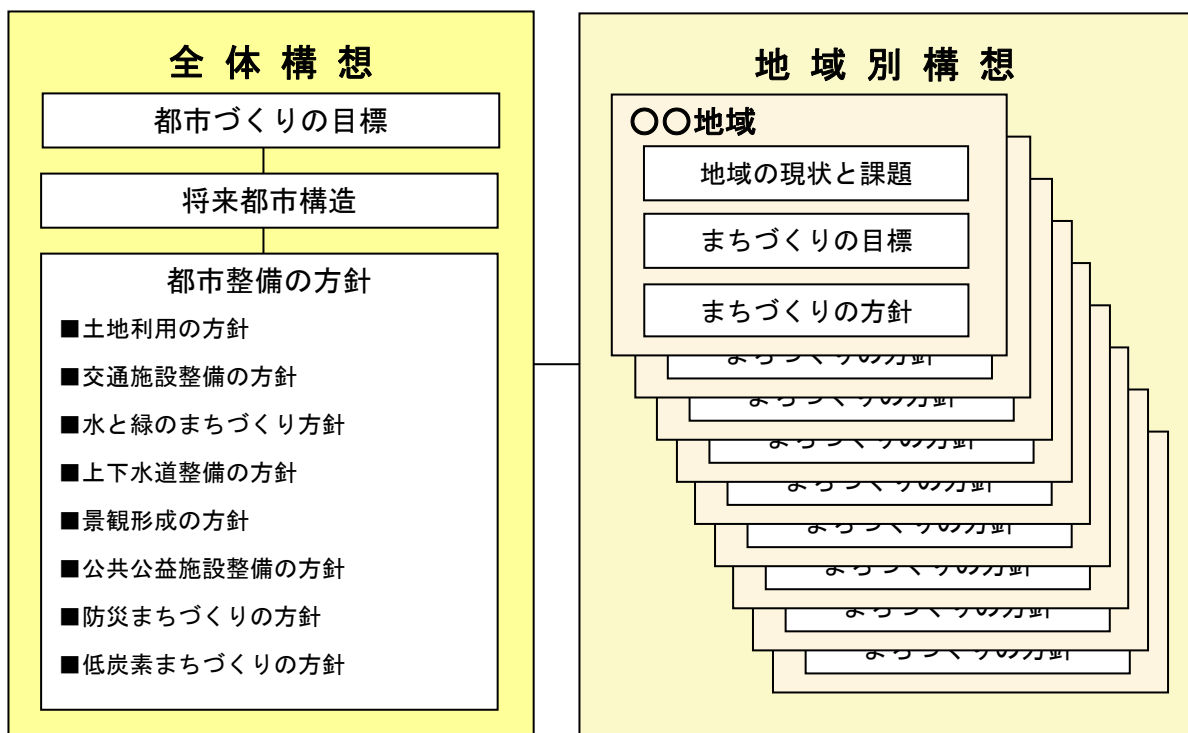
① 都市計画マスタープランとは

■都市計画法にもとづく位置づけ

- ・都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。
- ・議会の議決を経て定められた「久留米市新総合計画基本構想」、と県が定める都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。
- ・個別の細やかな計画事業の内容そのものを直接決めるものではありませんが、今後、市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

■都市計画マスタープランの構成

市全体の目指すべき都市像を示す「全体構想」と、市内をいくつかの地域に区分し、各地域それぞれの特性に応じた地域像を示す「地域別構想」で構成します。



■都市計画マスタープランの役割

- ・都市の将来像と、その実現のための都市計画の方針を、市民にわかりやすく示します。
- ・土地利用規制や、道路、公園、下水道など、将来像を踏まえて相互に調整します。
- ・市民の都市計画に関する理解を促進し、具体の都市計画の円滑な合意形成を促進します。